

## 7. リサイクルと廃棄物

### (1) 廃棄物の状況

#### ①ごみ排出量

燃えないごみについては年々減少していく傾向にあります。燃えるごみと大型ごみは前年度と比較して横ばいの状況が続いています。特に大型ごみについては平成16年度の収集開始以降、年々大幅な増加となっています。

人口が減少している一方でごみ排出量が増えているということは、一人当たりのごみ排出量が増加していることも原因となっています。

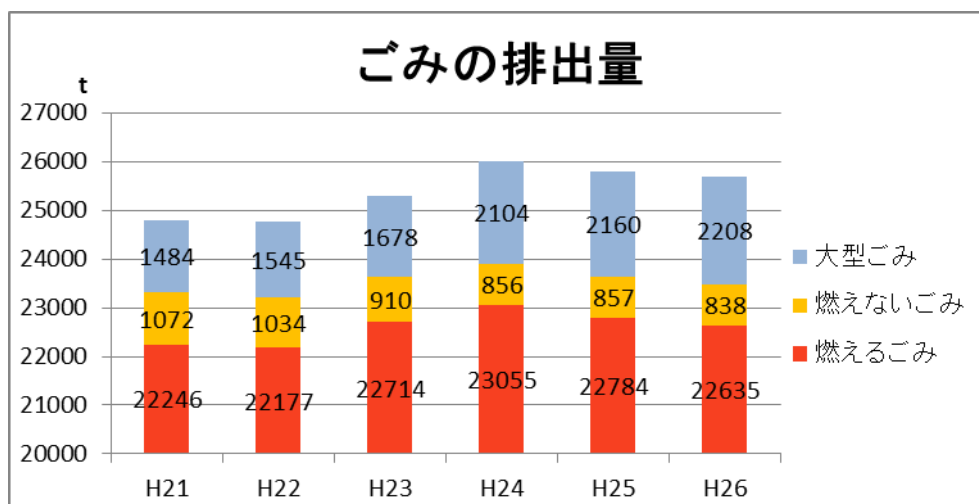
全国的に多くの自治体のごみの減量化に成功している中、中津川市も環境への負荷が少ない低炭素・循環型社会の実現に向けて、将来への負担を先送りにしない、着実なごみ減量対策を講じる必要があります。各家庭において、生活スタイルの見直しを啓発するとともに、取り入れやすいごみ減量方法を検討し、促進していくことが大切です。

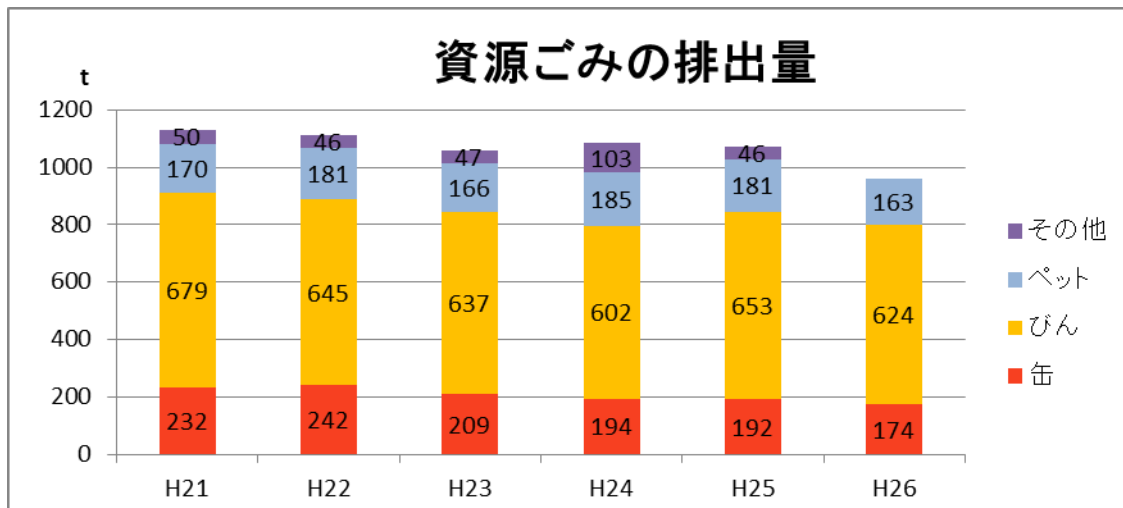
#### ごみ排出量

(単位：kg)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
燃えるごみ	22,176,570	22,713,850	23,054,920	22,784,200	22,635,000
燃えないごみ	1,034,040	909,850	856,430	856,700	838,000
大型ごみ	1,545,150	1,678,820	2,104,060	2,159,700	2,208,000
その他	46000	47000	103000	46000	
資源ごみ	1,117,486	1,058,880	1,084,500	1,071,960	961,000
ごみ排出量	24,755,760	25,302,520	26,015,410	25,800,500	25,681,000
人口(人)※	84,056	83,567	83,024	83,387	81,820

※4月1日現在人口

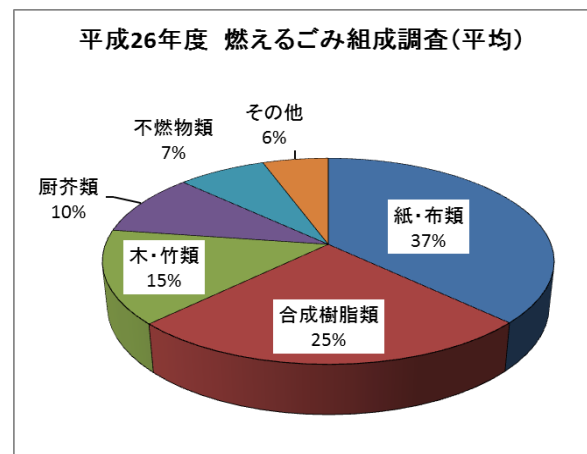
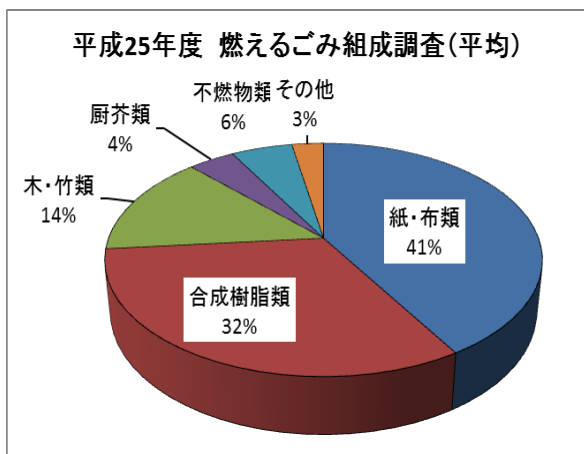




## ②ごみの組成調査

環境センターでは、搬入された「燃えるごみ」の組成調査を行なっています。

組成調査の結果では、紙類・布類の割合が平成25年度(平均)は41.4%、平成26年度(平均)は37.2%となっています。ごみの減量のためには、約7割を占めている紙類及びプラスチック類のリサイクル化を推進していく必要があると考えています。



## (2) リサイクル事業

### ① 集団資源回収の奨励

中津川市では、小中学校のPTAや地域、子供会・老人会等による集団資源回収（廃品回収）活動が行われています。

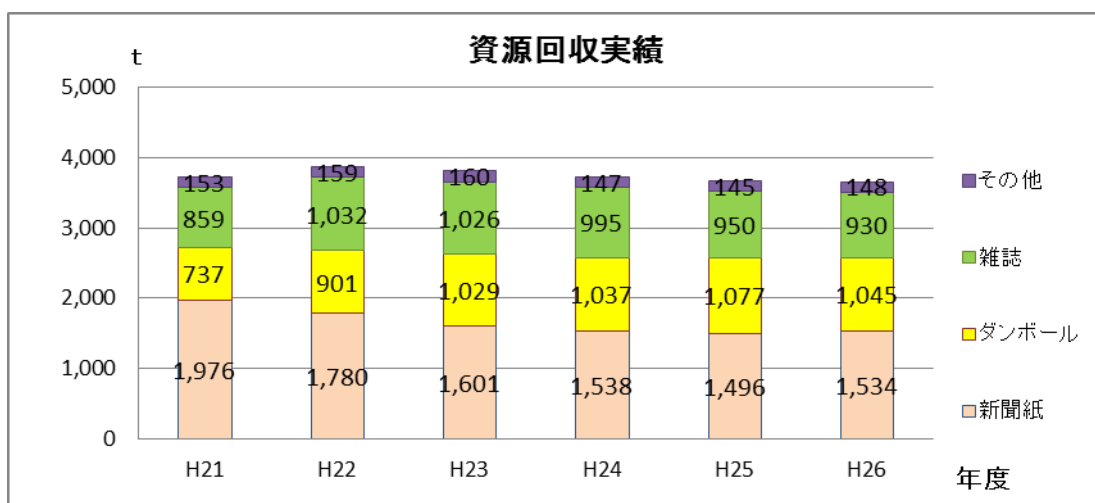
集団資源回収はごみの減量化と資源の有効な活用を図り、循環型社会の構築および生活環境の保全を図ることができる有意義な活動と考えています。また、子供の頃からの環境保全及び、ごみ減量に対する考え方や地域への行事参加も大切と考えています。そこで、集団資源回収を実施している団体に下記のように奨励金を交付し、活動の支援をしています。

対象品目：ダンボール・新聞紙・雑誌・缶類・ビン類・布類・牛乳パック等  
 奨励金額：5円/kg

### 集団資源回収量

(単位：kg)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
中津川	2,718,895	2,775,369	2,681,095	2,701,077	2,430,494	2,508,644
坂下	232,315	228,267	293,536	285,425	271,366	268,352
川上	36,671	33,356	44,358	45,433	55,956	47,270
加子母	143,345	136,381	131,547	126,178	139,940	145,204
付知	97,052	177,476	150,198	148,672	230,627	225,434
福岡	310,362	319,145	312,433	285,035	289,583	258,988
蛭川	141,837	154,479	147,933	124,886	135,862	144,895
山口	44,080	47,680	55,080	49,800	57,785	58,390
合計	3,724,537	3,872,154	3,816,180	3,766,506	3,668,142	3,657,177



### ② リサイクルボックス

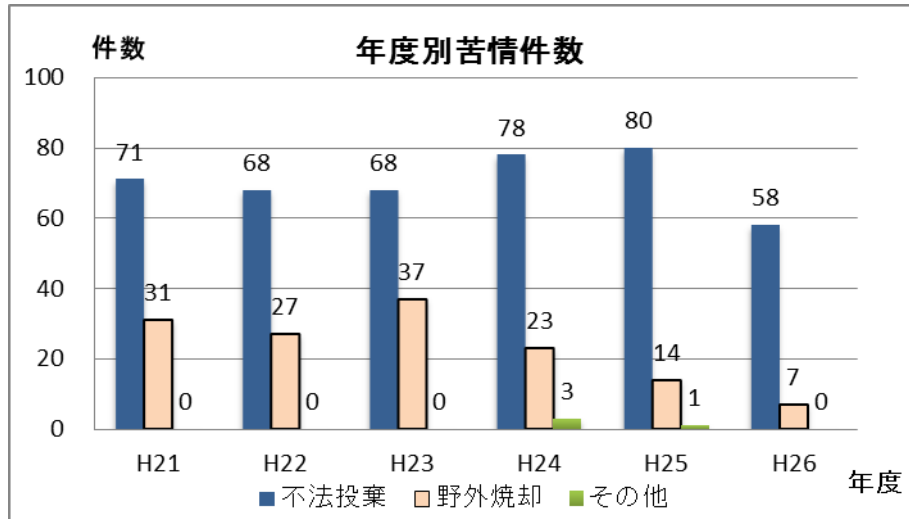
市では、家庭から出る紙類などを集団資源回収に出せなかった、または保管しきれない量になった場合に活用できるように、リサイクルボックスを設置しています。

### (3) 不法投棄等の苦情処理件数

不法投棄や野外焼却の苦情については、多少の増減はあるものの、一向に無くなることはありません。

野外焼却については、田畑等から宅地開発した後の定住者との、地域間コミュニケーションの希薄に伴う苦情が増えています。また、不法投棄については、ごみの分別方法の周知不足や個人のマナーの問題が考えられます。個人個人の意識啓発を促していく必要があります。

不法投棄監視パトロールの強化や不法投棄重点地域を中心に不法投棄防止看板を設置し、不法投棄を未然に防いでいかなければいけないと考えています。また、「地域環境は、地域で守る」ことも大切ですので、区長さんや住みよい環境づくり推進員さんと地域住民との協力体制を強化し、パトロール等を実施していただくことも大切であると考えています。



### (4) 家電4品目の不法投棄処理件数

平成 13 年 4 月 1 日より、家電リサイクル法が施行され、テレビ・冷蔵(凍)庫・エアコン・洗濯機はリサイクルすることが義務付けられました。また、平成 21 年 4 月 1 日より、テレビ(液晶・プラズマ式)及び衣類乾燥機が追加されました。これらを処分するときは、リサイクル料金と収集運搬料金が必要になります。

広報等を通じ不法投棄は犯罪であること、また家電リサイクル法について啓発していく必要があります。

